

前橋市設計業務委託等成績評定及び通知公表要領

（目的）

第1条 この要領は、前橋市設計業務委託等検査要綱に基づく設計業務委託等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の委託金額が100万円を超える設計業務委託等（以下「業務」という。）の完了検査とする。

（評定者）

第3条 業務の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、一般監督員、主任監督員（主任監督員を置かない場合は、業務担当課長等が指定する係長以上の職にある者。第5条において同じ。）及び検査員とする。

2 一般監督員及び主任監督員とは、前橋市設計業務委託等監督要領第2条第2項に規定する監督員をいう。

3 検査員とは、前橋市設計業務委託等検査要綱第4条に規定する検査員をいう。

（評定の方法）

第4条 評定は、業務ごと評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の採点は、業務の区分に応じた別紙採点表によって行うものとする。

3 評定の結果は、業務の区分に応じた設計業務委託等成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第5条 一般監督員及び主任監督員は業務が完了したときに、検査員は完了検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。

（評定結果の通知）

第6条 市長は、当該業務の受注者に評定結果を設計業務委託等成績評定通知書により通知するものとする。

（評定の修正）

第7条 市長は、前条の規定による通知をした後、関係法令違反、事故等により瑕疵が判明したときは、当該評定を修正するものとする。

2 市長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なくその結果を受注者に通知するものとする。

（説明請求）

第8条 前2条の規定による通知を受けた受注者は、通知を受けた日の翌日から起算

して14日（期間の末日が休日に当たるときは、その翌日）以内に、市長に対し、書面により、評定の内容について説明を請求することができる。

（説明請求に対する回答）

第9条 市長は、評定結果の通知を受けた受注者から評定内容についての説明を求められた場合は、速やかに設計業務委託等成績評定に係る説明書により回答するものとする。

（再説明請求）

第10条 前条の規定による回答を受けた者は、回答を受けた日の翌日から起算して14日（期間の末日が休日に当たるときは、その翌日）以内に、市長に対し、書面により、再説明を求めることができる。

（再説明請求に対する回答）

第11条 市長は、前条の規定による再説明の請求の回答をする場合は、前橋市工事等成績評定委員会設置要領に基づき設置する前橋市工事等成績評定評価委員会の審議を経て、設計業務委託等成績評定に係る再説明書により回答する。

（評定結果の公表）

第12条 第6条の規定により評定結果を通知したときは、設計業務委託等成績評定結果を閲覧による方法により公表するものとする。

2 公表については自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3 閲覧場所は、総務部契約監理課とする。

4 閲覧期間は、完了検査時の属する年度及びその翌年度とし、閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じないものとする。

5 設計業務委託等成績評定結果の保存期間は、3年とする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項や様式については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

（1）前橋市設計業務委託等成績評定要領

（2）前橋市設計業務委託等成績評定の公表に関する要綱

3 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

4 この要領は、令和7年9月1日から施行する。